

入間市空家等の適正管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、入間市空家等の適正管理に関する条例（令和3年条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(緊急措置)

第2条 条例第6条第1項の規則で定める措置は、次に掲げるものとする。

- (1) 外壁、柵及び塀その他の敷地を囲む工作物の著しく破損した部分の養生
- (2) 屋根、外壁又は屋根若しくは外壁にある建物の付属物の落下又は飛散の防止措置
- (3) 危険な立木等の除去
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める措置

2 条例第6条第2項の規定による通知は、空家等に対する緊急措置通知書（様式第1号）により行うものとする。

(公表)

第3条 条例第7条第1項の規定による公表は、入間市公告式条例（昭和31年条例第3号）第2条第2項に規定する掲示場への掲示その他市長が必要と認める方法により行うものとする。

2 条例第7条第2項の規定により意見を述べる機会を与えるときは、公表に対する意見陳述の機会の付与通知書（様式第2号）により、当該公表に係る特定空家等の所有者等に通知するものとする。

3 前項の規定による通知を受けて意見を述べようとする者は、当該通知を受けた日から起算して14日以内に、公表に対する意見書（様式第3号）により意見を述べなければならない。

(雑則)

第4条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和4年7月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

空家等に対する緊急措置通知書

第 号
年 月 日

様

入間市長 印

入間市空家等の適正管理に関する条例第6条第1項の規定により次のとおり緊急措置を講じたので、同条第2項の規定により通知します。

空家等の所在地	
実施年月日	年 月 日
実施した措置内容	
措置した理由	
措置に要した費用	円
納入期限	年 月 日

様式第2号（第3条関係）

公表に対する意見陳述の機会の付与通知書

第 号
年 月 日

様

入間市長 印

あなたが所有（管理）する次の空家等については、年 月 日付け第 号により、空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第3項の規定に基づく命令をしましたが、現在に至っても命令した措置がなされていないため、入間市空家等の適正管理に関する条例第7条第1項の規定による公表をすることになりますので、同条第2項の規定により通知します。

空家等の所在地	
予定される公表の内容	
公表の原因となる事実	
意見書の提出先 及び提出期限	提出先 提出期限 年 月 日

様式第3号（第3条関係）

公表に対する意見書

年 月 日

（宛先）入間市長

提出者 住 所

氏 名

（法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

電話番号

入間市空家等の適正管理に関する条例施行規則第3条第3項の規定により、次のとおり意見を述べます。

空家等の所在地	
公表の原因となる事実 についての意見	
その他当該事案の内容 についての意見	
証拠書類等の有無	有 ・ 無